

群馬大学医学部附属病院身体的拘束最小化専門部会内規

令和 6. 12. 1 制 定

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院医療の質向上委員会内規第 8 条の規定に基づき、身体的拘束最小化を専門的に行う身体的拘束最小化チームとして、群馬大学医学部附属病院身体的拘束最小化専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(業 務)

第 2 条 部会は、次の各号に掲げる業務を担う。

- (1) 身体的拘束を最小化するための指針の作成及び見直し並びに周知に関すること。
- (2) 身体的拘束の実施状況把握に関すること。
- (3) 身体的拘束最小化の研修の実施に関すること。
- (4) 身体的拘束に関連した諸記録の管理及び保管に関すること。
- (5) その他身体的拘束に関すること。

(組 織)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長が指名する診療科長 1 人
- (2) 身体的拘束実施率の高い診療科から選出された医師 若干人
- (3) 副看護部長 1 人
- (4) 医療の質・安全管理部から選出された看護師 1 人
- (5) 身体的拘束実施率の高い病棟から選出された看護師長又は副看護師長 若干人
- (6) 看護部から選出された看護師 若干人
- (7) リハビリテーション部から選出された者 若干人
- (8) 薬剤部から選出された薬剤師 若干人
- (9) 栄養管理部から選出された管理栄養士 若干人
- (10) 患者支援センターから選出されたソーシャルワーカー 若干人
- (11) 医事課から選出された者 1 人
- (12) その他部会長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 5 条 部会に部会長を置き、第 3 条第 1 号の部会員をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 部会は、原則として 4 か月に 1 回会議を開催するものとする。

- 2 部会長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 部会の事務は、昭和地区事務部医事課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、医療の質向上委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

- 1 この内規は、令和6年12月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に委嘱される第3条の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。